

仕 様 書

1. 件名

全国を対象とした地域メッシュ人流データ利用

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所ゼロエミッション国際共同研究センター（以下、「産総研」という。）では、電力データ活用支援等事業「電力×気象ビッグデータ連携によるカーボンニュートラル都市評価基盤モデルの構築」事業のもと、気象及び人々の行動と電力消費の関係を分析している。本調達では分析の基盤データの一つである、全国を対象とした地域メッシュ人流データ（人の位置情報に基づいた行動履歴を示すビッグデータ）の調達を行うことを予定している。

3. 作業の概要

携帯電話・スマートフォン等の位置情報などに基づき整備された、500m以下メッシュ（総務省統計局が定める4次地域メッシュ）・1時間ごと以下の粒度を持った地域メッシュ単位滞在人員数データ（以下当該データを「地域メッシュ人流データ」と呼ぶ）を、指定する期間において、リアルタイム（データ取得後24時間以内）にダウンロード可能な状態として提供すること。

4. 要件

① 地域メッシュ人流データが満たすべき要件

地域メッシュ人流データは下記の基本要件を満たすこと。

- ・ 1時間以下の時間解像度、500m以下メッシュの空間解像度の滞在人口データで構成されること。また、滞在人口は、性別及び年代によって分類されていること。
- ・ 各時間・空間の滞在人口数は、国勢調査や住民基本台帳人口等、政府機関等によって公開された情報に基づき、元となるデータから適切な人口分布に従って推計された予測滞在人口として集計されていること。
- ・ 予測滞在人口推計方法については、原則、公開されている推計手法を用いること。ただし、公開されていない手法を用いている場合でも、守秘義務無く公開可能である文書として推計手法が示される場合は非公開の手法による推計も認める。
- ・ 予測滞在人口は、総数、性別（男/女）ごと、年代（10歳単位以下で区分されていること）ごと、居住地（市区町村単位）ごとに分類されたデータであ

ること。ただし、匿名加工過程において合理的に設定された十分なサンプル数が得られなかった場合は、当該メッシュ内のデータが存在しないことを許容する。

- ・ 予測滞在人口の推計にあたっては、2000 万人以上の位置情報に基づいたデータを人口推計のための元データとして用いること。
- ・ 対象エリアは日本全国とする。
- ・ 位置情報については、GPS または 3 点方式を原則とした携帯基地局の位置情報に基づいて集計されていること。
- ・ 人流データ内のデータ仕様に関する情報を提供すること。

② データの対象期間

データの対象期間は、2025 年 4 月 1 日 0:00～2025 年 12 月 31 日 23:59 の人流データとすること。

③ 提供方式

- ・ データは CSV ファイルとすること。ただし、データが zip 等によって圧縮した方式で提供することも認める。
- ・ 受注者が指定するサーバから常時データをダウンロード提供可能とすること。ただし、メンテナンス等によって一時的（1 ヶ月あたり 7 日以内）の停止があることは認める。
- ・ 受注者はデータ提供用のサーバを準備すること。サーバの利用費用は本契約に含めること。

5. 利用開始の確認方法

サービス利用にあたり必要な情報を納入し、それをを用いて必要なサービスを利用できることを確認する。

6. データ利用ライセンス期間

利用者がダウンロードしたデータについては、その利用に期間を設けないこと。

7. データ利用者

データ利用者は、産総研が運用する計算基盤である集合知解析基盤（GAMA）の利用を認められた産総研職員（研究者及び当該研究者がホストとなる契約職員）を範囲とし、産総研の研究目的の達成において必要な研究に利用可能なものとする。

8. サービス利用期間（履行期間）

2025年9月12日0:00～2025年12月31日23:59

9. 納入の完了

本件は、「10. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

10. 納入物品

サービス利用にあたり必要な情報 一式

※電子媒体を用いる場合はUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体以外であること。

11. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年9月12日

納入場所：〒305-8569 茨城県つくば市小野川16-1

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

ゼロエミッション国際共同研究センター

つくばセンター西事業所 4A棟2階 2115室

12. 付帯事項

- (1) 受注者は、業務上知り得た一切を産総研の許可なく他に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者との協議の上決定するものとする。
- (3) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組み込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組み込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。

- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。